

# 平成26年度事業計画

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

## <基本方針>

平成26年度の本会の事業については定款の目的を基に、柔道及び柔道整復の学術・業務を通じて国民の健康並びに福祉及び公衆衛生の向上を目的とした事業、医療制度及び社会保険制度等諸制度に関する事業の2つの公益目的事業及び共益事業、法人運営事業を設け、その目的を達成するために以下の通り事業を計画する。

## <医療制度及び社会保険制度等諸制度に関する事業>

本事業は適切な制度運営のために必要な情報を的確に把握し、会員に限らず、県内の全ての柔道整復師に対し周知を行っているところである。受領委任制度を適切かつ円滑に運営し、国民が安心して適切な時期に柔道整復師の治療を受けることが可能な体制の整備を促進することにより国民の健康の保持増進を図り、国民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、県内の柔道整復師を対象として受領委任制度及び療養費の請求に係る最新の必要情報の収集及び提供や、当会を通じた療養費の保険者への一括申請の実施等の受領委任制度の維持運営を図るための事業、柔道整復師を目指す学生も対象者に含めた制度全般に関する理解の徹底を図るための講習会事業、国民の制度に対する疑問等に対応する相談事業を実施する。以下、主な事業について記載する。

### 【1】受領委任制度の維持運営事業

#### <<趣旨>>

受領委任制度の適正かつ円滑な運営のためには、県内外の柔道整復師が受領委任に係る事務の正確な実施に必要な情報を得ること、及び、療養費の適正な申請に必要な知識等を得ることが重要であるため、療養費申請業務の実施を通じ、適正な療養費申請書の作成に必要な情報の調査・収集を保険者等の関係機関と連携して実施するとともに、それにより得られた最新の情報等を県内柔道整復師に迅速に周知する事業を実施する。

①個人契約者の一括申請受付

②予備整備 予備点検

### 【2】受領委任制度等の適正かつ円滑な運営のための必要情報の整備・提供事業

#### <<趣旨>>

受領委任制度及び療養費制度の適正な運営のためには、柔道整復師が、これらの制度についてのみではなく、柔道整復師がその施術費用に係り取扱う自動車賠償責任保険制度等の他の制度も含めて、制度全般について正確な知識を有していることが重要である。

そこで、柔道整復師が取扱う施術費用に係る制度全般について県内の柔道整復師に周知を図り、受領委任制度及び療養費制度の適正な運営を促進することを目的とし、受領委任制度等に必要となる各種情報を関係機関等と連携し、収集整備を行い、受領委任制度等に関する情報を含め、理解しやすい資料にまとめる等し、県内の柔道整復師に情報提供を行う事業を実施する。

#### ア 保険に関する講習会の実施

各種保険取扱い（受領委任制度）に関する変更等の行政からの通達を的確に周知するために、また当会の事業活動で生じる様々な諸問題について有識者から意見を聞くため

に、行政及び関係機関と指導者研修会《1》～《3》を開催し、保険業務の円滑化、諸問題の再発防止を図る。

《1》神奈川県国民健康保険団体連合会柔道整復施術療養費審査委員会指導者研修会

《2》健康保険組合連合会神奈川連合会・社団法人神奈川県柔道整復師会指導者研修会

《3》神奈川労働局労災保険柔道整復施術料審査指導者研修会

#### イ 各公的審査会への参加と協力

神奈川社会保険柔道整復療養費審査委員会・神奈川県国民健康保険柔道整復施術療養費審査委員会・神奈川労働局労災保険柔道整復師施術料審査委員会への参加協力し、適正な受領委任制度の運用を図る。

#### ウ 保険Q & Aの作成

【1】及びア・イの事業の実施により得た情報や関係機関から提供された情報を、受領委任制度及び療養費制度に関し当会が保持する情報に加えて、自動車賠償責任保険制度や労働災害保険制度等に係る情報を関係機関と情報交換し、問題事例に係る事例検討を行って情報の収集整備を実施するとともに、当該情報をそのまま情報として提供しても、難解で理解が進まないものも多い。このため「健康保険の取扱いに関するもの」「受領委任払いの取扱いに関するもの」「労働災害保険に関するもの」「自賠責・交通事故に関するもの」と区分し、県内の柔道整復師向けにQ&A方式でわかりやすくまとめ、県内の柔道整復師に情報提供を実施する。

情報提供に際しては、広報誌「和」に「保険Q&A」として掲載するとともに、ホームページに掲載し、情報提供を実施する。

#### エ 広報誌「和」発行事業

受領委任制度及び療養費制度に関する情報（上記エの「保険Q&A」の連載や療養費の改定などの周知事項があった際の「保険部だより」の掲載）や当会が開催する各種研修事業についての開催情報等を掲載した広報誌「和」を年2回、各900部発行する。

#### オ 保険講習会の開催

県内に在住・在勤する全柔道整復師及び柔道整復師を目指す養成校の学生を対象に、療養費の適正な取り扱い及び受領委任制度の趣旨の周知徹底をはじめ、柔道整復師が取扱う施術費用に係る制度全般への理解の促進を目的として、《1》～《3》の保険講習会を開催する。

受領委任制度及び療養費の取扱いについての関係機関からの通知の周知や、当会が蓄積した適正な取扱いについての知見等（ア～エの情報）について、保険部の講師が講義を行うとともに、必要資料の提供を行う。

《1》すべての柔道整復師を対象として講習会を実施

すべての柔道整復師を対象に受領委任制度に関する講習会を企画・実施することにより、保険制度の正しい知識、行政からの通達、制度の変更を周知し、適正な保険制度の運用を図る。

《2》毎月新規開業者を対象とした保険取扱いに関する説明会

毎月、その月に新規に開業した柔道整復師を対象に本会保険部で保険取り扱いについて説明会を行う。その際に療養費支給申請書の作成や提出等に関する基本的な注意

事項の説明並びに必要な書類の配布等を行う。会員以外の柔道整復師も参加可能であり、メールもしくは電話にて当会に申し込みできる

### 《3》新規開設者の講習会の実施

開業後2年以内の柔道整復師を対象にした講習会の企画・実施を計る。本講習会は過去に本会会員が受領委任制度や自賠責制度を運用する中で生じた諸問題を題材にして、それらの問題の発生原因や解決方法などを学ぶことにより、開業して間もない柔道整復師が受領委任制度を円滑に行えるようにする。

### 【3】患者相談事業

#### 《趣旨》

受領委任制度及び療養費制度の適切な維持運営を図ることを目的とし、利用者である国民が制度への疑問等を相談できる体制を整備し、相談事業を実施する。

＜柔道及び柔道整復の学術・業務を通じて国民の健康並びに福祉及び公衆衛生の向上を目的とした事業＞

本事業は「国民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する事業」、「柔道整復の医学的研究及び資質向上を行う事業」、「一般市民のための健康・保健・福祉の増進に関する事業」、「災害活動に関する事業」を実施することにより、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。以下、主な事業について記載する。

#### 【1】国民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する事業

##### 《趣旨》

公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする事業を行うため、国民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する、次の（１）（２）の事業を行う。

（１）第23回日整全国少年柔道大会神奈川予選会・第4回日整全国少年柔道形競技会予選会・第33回神奈川県柔道整復師会柔道大会を開催するとともに日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会への大会委員・役員・審判団・選手団の派遣を行う。

日本の伝統武道である柔道を通じて、少年少女の健全なる心身の育成に努めるとともに、参加者相互の親睦を図り、もって柔道の普及発展に寄与することを目的として開催する。

（２）各柔道大会及び柔道講習会への後援並びに役員及び救護員等の派遣を行う。

後援並びに役員及び救護員等の派遣事業は、大会等の開催主体よりの依頼に基づき理事会でこれを検討審議し決定するが、定例的に開催されかつ、その継続に公益性が高いと当会が判断した競技会については、当会の年度予算においてその必要経費を計上し、原則として継続的に派遣、後援する。

#### 【2】柔道整復の医学的研究及び資質向上を行う事業

##### 《趣旨》

公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高

揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、柔道整復の医学的研究及び資質の向上に寄与する為に、次の2事業を行う。

(1) 第36回神奈川県柔道整復学術大会を開催し、公益社団法人日本柔道整復師会関東学術大会・日本柔道整復接骨医学会に参加及び発表者の派遣をする。

柔道整復師の学術・技能の向上並びに国民が健全な生活を送ることができるように健康への意識の高揚を目標に第36回神奈川県柔道整復学術大会の企画・実施を図る。

(2) 一般市民に対する学術講習会を開催する。

◎テーピング講習会

◎救急救命講習会の開催

災害時等に不特定多数の人がいつ被るかもしれない事態に対応できるように、必要とされる技術習得のために救急救命講習会を開催する。

◎新入会員及び一般市民に対する講習会

新規に開業した柔道整復師並びに一般市民に対し講習会を開催し、柔道整復師による研究発表、柔道整復師に関連する医師・スポーツ選手の特別講演などを企画・実施を図る。

◎生涯学習講習会

倫理綱領を遵守し、国民から信頼され地域医療に貢献し続けるために、生涯にわたる学習機会を啓発する講習会を開催する。なお、講習会は一般市民にも関心の持てる講師及び演題に留意し、公開講座にて開催する。

【3】一般市民のための健康・保険・福祉の増進に関する事業

《趣旨》

公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の(1)～(5)の事業を行う。

(1) 休日施療事業

日曜・祝日などに負傷した患者が医療機関での受診を望んでも、多くの医療機関が休診日としているため、翌日または翌々日まで手当が受けられない。そこで本会では相模原市からの事業の委託(柔道整復休日施療事業助成金)を受け、休日施療事業として日曜・祝日などに負傷患者(県民だけではなく、負傷した全ての患者が対象)に対して施術を行い、もって一般市民の早期社会復帰と健康増進への寄与を図る。

(2) スポーツ競技会等における救護ボランティア活動に関する事業

一般市民が安心して各種競技に専念し、もって心身の健全な発達及び競技力の向上が図られることを目的とした本事業への会員の参加、協力の推進を図る。そのため、事業を行うに当たり必要な衛生材料の確保、各競技団体との連絡・事務手続き、派遣する会員の調整、必要な講習会の開催など、円滑に本事業が推進されるようにその準備を行う。

(3) 医療機関との連携に関する事業

患者によりよい医療を提供するために、日本古来の柔道整復と医療機関との連携を図る。

#### (4) 介護活動に関する事業

公益財団法人柔道研修試験財団の提唱する健康柔体操を、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会とともに推進させるべく、主として県内の介護対象者に対して健康柔体操を開催している。会場は介護施設における機能訓練室等が利用されている。施設利用等の運営費は当会で予算措置がされている。参加者は一般市民で資料等の実費負担のみの無料とする。

#### (5) 広報活動に関する事業

当会はホームページと広報誌により次の事業を行う。

1. 柔道整復術の学術的研究に関する論文及び研究成果の広報事業
2. 健康の増進に貢献するスポーツ大会の広報による国民健康意識の向上のための啓蒙事業
3. 広報誌の発行  
年2回、主に柔道整復師の事業活動の報告、各種公益活動を利用するための情報の周知を目的とし、また柔道整復師に向けて公益活動に参加するための情報を発信することによって、事業の円滑な推進を図る。
4. 日整「はつらつ」への投稿  
公益社団法人日本柔道整復師会が発行する「はつらつ」へ記事や活動報告を投稿することにより、本会の事業活動を県内だけでなく、広く全国に情報を発信することができる。また、全国各地で行われている柔道整復師の事業活動を知る事により、県内の柔道整復師が一般市民に提供できる活動の拡大を図る。
5. 会報による広報活動の推進を図る  
本会で行われる公益目的事業のうち、特に受領委任払制度関係及び社会活動、災害活動を中心に事業計画、事業報告などの情報を会報に掲載。もって会員の公益目的事業への参加の推進を図る。
6. 公益目的事業等の取材
  - (1) 県内取材活動  
本会の公益事業活動を推進・周知するために取材活動を行う。
  - (2) 県外取材活動  
日整柔道大会、関東学会神奈川大会等の県外取材並びに他団体の福祉・健康に関する行事の取材を行い、その活躍、情報を広報誌等で情報発信することにより会員並びに一般市民や養成学校の学生に本会が遂行する公益目的事業の啓蒙を図る
7. 広報部・支部広報担当者による合同部会の開催  
各支部で行われる事業について支部広報担当者が取材、その内容を標記部会にて検討するなど、本会の広報活動に必要な事業の企画・実施を図る。
8. 広報部会  
広報誌の企画・実施、取材活動の準備、災害対策活動、社会活動などの事業の推進を図るために必要に応じて開催する。
9. ホームページによる広報活動  
本会ホームページの管理・更新、メールによる会員への情報発信、また一般市

民や養成学校の学生などを対象に本会事業活動の案内などを行い、柔道整復師による公益活動の啓蒙並びに柔道整復に関わる情報発信を行う。

10. 養成学校への公益目的事業の説明会

養成学校の学生に向けて、本会の事業活動並びに柔道整復師が行う公益目的事業の社会的有益性の理解を目的とした説明会の企画、実施を図る。

11. その他広報活動等に必要な事項

【4】広域災害活動に関する事業

《趣旨》

柔道整復師の施術は手技療法であるため、医療機器・医薬品が途絶した状況下にある緊急災害時には、災害救援の有効性がきわめて高い。被災地からの災害救援要請が当会に寄せられる事を想定し、当会では、理事会の下に災害対策委員会が常設されている。緊急災害の際には、災害対策委員会の決定に基づき、救援救護隊が会員より組成され救援に赴く。当会では、災害対策委員会の下で迅速・有効な救護活動を目的として、神奈川県合同総合防災訓練や各市町村で行われている防災訓練に参加、協力をし、円滑な救護活動が行われるように常時準備をする。また、災害時に備え、当会本部敷地内の災害備蓄庫において緊急時衛生材料、保存食料を備蓄し、保管・管理を行う。

＜共益に関する事業＞

本事業は会員の相互扶助を目的とした事業である。以下、主な事業について記載する。

1. 表彰 規定に基づくもの

永年に亘り本会に在籍し、公益目的事業を行い、地域住民の健全な発展に大きく寄与した会員に対し、表彰を行う。

2. 協同組合に協力する事業

会員の大多数が加入する協同組合の様々な事業に対して、会場の提供や役員の派遣、開催案内や通達事項の会報封筒への同封などの協力を行うことにより協同組合事業並びに会員（組合員）への利便性を図る。

3. 公益社団法人日本柔道整復師会機能訓練指導員認定柔道整復師神奈川県フォローアップ講習会を開催する。

＜法人運営及び管理に関する事業＞

本事業は本会の事業及び運営の円滑化を目的とした事業である。その為、公益目的事業の遂行に必要な事務処理、法人運営及び会計処理を必要に応じて行う。以下、主な事業について記載する。なお、一部、公益目的事業と法人運営に共通する事業も含まれる。

1. 総会 定款の規定により開催

2. 理事会 定例及び必要に応じて開催

3. 合同会議 会務報告、意見交換のため開催（相談役及び支部長）

4. 委員会 必要に応じて開催

5. 会報 毎月発行

6. 議事録 総会・理事会等の議事録の作成と保管

7. 会員名簿の作成 会員名簿の作成及び編纂

8. 入会案内の作成 入会案内の作成及び関係機関への配布

9. 上部団体事業への参加と協力

- (1) 日整関係 総会 代議員会
- (2) 関東関係 総会 理事会
- 10. 事務局に関する事項
- 11. 入金・出金に関する事項  
予算書及び、理事会承認に基づく入金・出金の確認と管理
- 12. 会計関係帳簿・帳票等の整理、点検
- 13. 会費等に関する事項
  - (1) 会費及び各引落とし金の徴収
  - (2) 諸会費等未納会員への対応
  - (3) 新入会員の入会負担金及び諸会費等の徴収
- 14. 財務諸表の作成
- 15. 内部管理目的に必要な書類の作成
- 16. 主な事業毎の決算報告
- 17. 四半期毎の仮決算報告
- 18. 法令に基づく監査
- 19. 事務職員給与等に関する事項
  - (1) 給与、賞与、諸手当の計算及び、年末調整の実施
  - (2) タイムカードの集計
  - (3) 昇給に関する事項
- 20. 部 会 必要に応じて開催
- 21. 顧問公認会計士による公益法人会計に関する相談指導
- 22. その他、公益目的事業を円滑に遂行するのに必要な事務処理、法人運営及び会計処理に必要な事項